

厚生労働省は10月24日、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳について、希望者にカードで交付する方針を社会保障審議会

障害者部会（座長

＝駒村康平・慶應

義塾大教授）に示

した。プラスチック

製で耐久性があり、

携帯に便利なカード

を求め、障害者

に対応し、障害者

が従来の手帳と選

べるようにする。

両手帳は都道府

県や政令市、中核

市が交付する。記

載内容は身体障害

者福祉法と精神保

健福祉法の省令で

それぞれ定めてい

るが、大きさは自

治体によってまち

まちという。

カードで交付する場合は、運

転免許証のサイズで、記載項目

は氏名や住所、交付日、障害等級などを想定。2年ごとに更新する精神障害者保健福祉手帳

は、裏面に更新日

を記す。詳細を今

後詰めた上で省令

を改正する。

厚生省による

と、2016年12

月時点の手帳取得

者（推計）は、身

体障害が約429

万人、精神障害が

約84万人。知的障

害者の療育手帳

（取得者約96万

人）は現在でも自

治体の判断でカー

ドにすることが可

能だ。

同日の部会では

障害当事者団体の

複数の委員から

「カードにするならICカード

にしてほしい」とする意見が上

がった。

（福田敏克）

## 「携帯に便利」 障害者手帳 カードも 厚労省、省令改正へ